

学納金収納代行業務  
仕様書

令和5年9月

## 1 目的

本業務は、学生又は学資負担者（以下、「学資負担者等」という）から学納金を円滑に徴収することを目的とする。

## 2 業務の概要

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」という）が設置する国立高等専門学校に在学する学生に係る学納金（授業料、寄宿料、諸経費）を口座振替により収納し、機構の指定する口座に入金すること。また、未納である学資負担者等へ督促状を発送すること。

## 3 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

（但し、口座振替及び督促状発送については、令和6年4月1日からとする。）

## 4 業務内容

### ① 振替口座の読替について

請負者は、機構より提供する読替対象の振替口座データ及び以下に基づき実施すること。

（ア）提携金融機関（口座振替可能金融機関、以下「提携銀行等」という）に学資負担者等の振替口座情報の読替を依頼すること。

（イ）読替手続の完了期限  
令和6年4月末日まで。

（ウ）読替対象件数  
令和5年度において本科1年生～本科4年生及び専攻科1年生，その他特段の事情があるものを合計した件数。

なお、令和5年5月1日時点では、全国の国立高等専門学校に在籍する学生数は専攻科生含め51,000名程度，うち在寮生は15,000名程度である。（対象外である本科5年生及び専攻科2年生を含めた人数である）

（エ）提携銀行等において読替不能であった場合  
当該の学資負担者等においては、以下②に基づき、振替口座の登録を行うこと。なお、請負者の責によらない事由により、登録が不備等であった場合を除き、上記（イ）の期限までに完了すること。

### ② 振替口座の登録について

請負者は、学資負担者等の申請及び以下に基づき実施すること。

（ア）振替口座の登録に求める要件

- (a) 学資負担者等による申請は、口座振替依頼書（機構が提供する様式・紙媒体）により行うものとする。
  - (b) 請負者は、提携銀行等に対する私製様式使用に係る承認申請を代行すること。
  - (c) 機構より、振替日の遅くとも30営業日前までに請負者へ口座振替依頼書を送付する。送付した口座振替依頼書に基づき、提携銀行等において口座振替が可能となるよう口座登録を行うこと。
  - (d) 請負者は、提携銀行等に対し、口座振替依頼書の口座確認やデータ入力作業が適切に行われるよう、機構の求めに応じて必要な交渉を行うこと。
- (イ) 提携銀行等について  
銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行が利用可能であること。
- (ウ) 時期及び対象件数について  
毎年3月に翌年度入学予定者に係る振替口座の登録を行うこと（9,000件程度）。また、振替口座の登録に不備等が発生した場合、随時、機構を通じて、学資負担者等へ修正を依頼の上、対応すること。

### ③ 口座振替について

請負者は、以下に基づき実施すること。

- (ア) 口座振替日の回数、時期  
口座振替日は毎月20日からその月の末日の間の1日（年11回）とし、詳細な日程については契約締結後に双方にて調整のうえ決定する。件数等は、別紙1を参照すること。
- (イ) 口座振替手数料について  
振替成功時の手数料は学資負担者等の負担とし、税抜き62円（消費税10%の場合、税込み68円）以下とする。それ以外の手数料については機構負担とする。なお、当該手数料は、口座振替依頼データの引き落とし金額に含むことが可能である。
- (ウ) 作業の流れ・締め切りについて
- (a) 口座振替依頼データの提供  
機構からの口座振替依頼データの提供は、口座振替日の8営業日前から、口座振替日までの間の請負者が希望する日とすること。
  - (b) 口座振替結果データの提供  
請負者は口座振替日から4営業日以内に、口座振替結果データを提供すること。

(c) 口座振替後の資金の入金及び報告

請負者は口座振替日から7営業日以内に、口座振替により収納した資金を機構が指定する口座へ入金すること。

その際に併せて、請負者は、口座振替を行った月毎に以下に示す項目を記載した預金口座振替合計報告表を機構へ提供すること。

- ・ 口座振替実施日
- ・ 振替依頼した件数及び金額
- ・ 振替が成功した件数及び金額
- ・ 振替が不能となった件数及び金額
- ・ 口座振替業務に係る手数料の件数及び金額
- ・ 機構が指定する口座への入金日及び入金額

(エ) 口座振替依頼データ及び口座振替結果データの形式

受け渡しを行う口座振替依頼データ及び口座振替結果データは、機構の用意する固定長形式によること（全銀協のフォーマットに準拠）。

機構はデータの作成に関して、新規にソフト等の購入は行わない。

フォーマットの詳細については、別紙2のとおり。

(オ) 口座振替依頼データ、口座振替結果データの授受

伝送によるものとする（Webによるものを含む）。

機構はデータの授受に関して、新規にソフト等の購入は行わない。

(カ) 振替不能の照会

請負者は、口座振替が不能であった口座について、機構より振替不能原因の照会があった場合、提携銀行等へ確認すること。

(キ) 通帳印字設定

口座振替を実施した際の通帳印字は、請負者と協議の上、決定する。（通帳印字想定例：ヨウケンガクノウケン）

(ク) 口座振替資金の保証

請負者が口座振替業務時に事故が発生した場合において、回収した口座振替資金を保証すること。

(ケ) 提携銀行等に係る情報の提供

請負者は、機構の求めに応じて、提携銀行等マスタの最新のデータを電子データにて提供すること。

電子データは、金融機関コード、支店コード、金融機関カナ名、支店カナ名を含むものとし、表計算ソフトで編集可能である限り、データフォーマットやレイアウトは不問とする。

また、請負者は、提携銀行等の統廃合等について、提携銀行等より情報を得次第、すみやかに機構へ情報提供すること。

④ 督促状の発送について

請負者は、以下に基づき実施すること。

(ア) 回数, 時期

督促状の発送回数は年7回とする。件数等は、別紙1を参照すること。詳細な発送の日程等については契約締結後に双方にて調整のうえ決定する。

(イ) 発送するものの形式

封書または圧着ハガキとし、請負者から発送日における直近の口座振替日において、口座振替が不能であった学資負担者等へ信書として発送すること。

(ウ) 督促状レイアウト

制定帳票(文面・レイアウトが全て定められた指定用紙)はないが、毎月送付する定型文(色指定無し・印影印刷有り)がある。契約締結後に双方にて調整のうえ決定する。

(エ) 依頼データレイアウト

契約締結後に双方にて調整のうえ決定する。

(オ) データの受け渡し

発送期毎に文面を一部変更するため、每期文面を機構担当者に確認のうえ改版して発送前までに校正を経ること。

発送先の住所、氏名、請求額等のデータの受け渡し日は督促状発送日の3営業日前を受渡予定日とするが、上記(ア)のスケジュールに合わせて随時調整するものとする。受け渡し方法は伝送によること(Webによるものを含む)。

(カ) 請求

請負者は、郵送に係る手数料は内訳を明確にした上で、印刷等の手数料に含めて機構に請求するものとする。

5 要求要件

① 請負者(業務実施主体)の要求要件

以下(ア)～(ウ)のいずれか1つ以上及び(エ)を満たすこと。

(ア) プライバシーマークの認定を受けていること。

(イ) ISO27001の認定を受けていること。

(ウ) JISQ27001の認定を受けていること。

(エ) 過去3年以内に、月間5,000件以上の口座振替実績があること。

② 業務実施に関わる要件

(ア) 請負者は、業務を総括する管理者を配置し、機構との連絡調整や作業従事

者への指示命令を行わせること。

- (イ) 業務を実施するために必要な人員確保がなされていること。(実施体制図を提出すること)

## 6 その他

### ① 機密保持

個人情報・機密情報の取扱基準が整備され、漏洩対策がなされていること。

- (ア) 本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等の発生を防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施すること。
- (イ) 請負者は、個人情報に関する管理者並びに本作業者を置き、名簿を整え、責任区分を明確にすること。
- (ウ) 請負者は、機構から授受するデータに関して、管理責任者を定めて管理すること。
- (エ) 請負者は、機構の個人情報を、端末ログイン管理、鍵付き書庫への保管・入退室管理等により、適切に管理すること。
- (オ) 請負者は、機構との書類・データの受け渡しにおいて、簡易書留郵便の利用や、各種電子ファイルの暗号化・パスワード設定等のセキュリティ対策を施す仕組みを構築すること。  
なお、ID・パスワードを利用する場合、パスワードは高専機構パスワードポリシーに準拠したものとすること。
- (カ) その他、機構における個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

### ② 損害賠償責任

請負者が本契約に違反して、高専機構が損害を被った場合には、高専機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、高専機構が適切と考える必要な措置をとることを請求する権利を有するものとする。

### ③ 再委託などの禁止

請負者は、本業務を自ら履行するものとし、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部について委託をする場合は機構の承認を得たうえで行うこと。なお、承認された場合であっても、請負者は契約による責を免れることはできない。

### ④ 事故又は災害等

事故又は災害等により、請負業務に支障を来した場合は、ただちに機構に報告し、その指示に従うこと。

⑤ その他

本業務に係る一切の費用は請負者が負担する。また、本仕様書に定めのない事項、又は疑義のある事項については、機構と請負者が協議の上、決定するものとする。





(別紙1)

実績件数及び読替スケジュールについて

1. 令和4年度口座振替件数実績

総件数：170,462件(振替不能者の再振替件数を含む)

(内振込不能件数：8,670件)

口座振替日	振替件数	内訳
4月26日	32,097件 (内振替不能：901件)	前期授業料(4年生以上)，諸経費徴収
5月26日	36,707件 (内振替不能：1,830件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
6月27日	7,059件 (内振替不能：647件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
7月26日	5,344件 (内振替不能：354件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
8月26日	6,219件 (内振替不能：333件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
9月26日	5,771件 (内振替不能：293件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
10月26日	47,222件 (内振替不能：1,933件)	後期授業料(4年生以上)，諸経費徴収
11月28日	11,180件 (内振替不能：1,323件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
12月26日	7,107件 (内振替不能：481件)	前期授業料(1～3年生)，諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
1月26日	6,399件 (内振替不能：364件)	前期授業料(1～3年生)，諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者
2月27日	5,357件 (内振替不能：211件)	諸経費徴収(毎月の徴収のある者)，前回口座振替不能者

2. 令和4年度督促状発送実績

総件数：4,583件

発送日	発送件数
6月10日	1,498件

7月11日	558件
8月10日	310件
9月9日	297件
12月9日	1,229件
1月13日	410件
2月10日	281件

### 3. 口座振替開始に向けた準備のスケジュール

#### ① 令和5年10月15日まで

機構から請負者へ、読替対象の振替口座データの提供（データの形式、フォーマットは、請負者が指定する）。

#### ② 令和5年10月以降

請負者は、①に基づき、提携銀行等へ読替依頼するデータを作成し、送付。

#### ③ 随時

(1) 請負者は、②において、読替が不能となった対象者及び振替口座データについて機構に報告。

(2) 機構は、(1)を受けて、読替が不能となった在學生（第1～第4学年、専攻科1年）の学資負担者等へ口座振替依頼書を配付。

(3) 機構は、(2)における口座振替依頼書を学資負担者等から回収。

(4) 機構から請負者へ、(3)における口座振替依頼書を郵送。

(5) 請負者は、(4)に基づき、提携銀行等へ必要な登録作業を行う。

※口座振替依頼書の修正が必要な者については、機構を通じて、学資負担者等へ修正を依頼する。

#### ④ 令和6年3月

機構は、令和6年度入学予定者の学資負担者等へ口座振替依頼書を配付及び回収。

#### ⑤ 令和6年3月

機構から請負者へ、④における口座振替依頼書を郵送。

#### ⑥ 令和6年3月～4月

請負者は、⑤に基づき、提携銀行等へ必要な登録作業を行う。

※口座振替依頼書の修正が必要な者については、機構を通じて、学資負担者等へ修正を依頼する。

⑦ 令和6年4月

口座振替による学納金収納開始。

(別 紙2)

口座振替依頼データ及び口座振替結果データのフォーマット

(ア) ヘッダーレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	1 (固定) : ヘッダーレコード
2	種別コード	2	9 1 (固定) : 預金口座振替
3	コード区分	1	0 (固定) : J I S使用
4	委託者コード	1 0	
5	委託者名	4 0	
6	引落日	4	
7	取引銀行番号	4	
8	取引銀行名	1 5	
9	取引支店番号	3	
10	取引支店名	1 5	
11	預金種目	1	
12	口座番号	7	
13	空白	1 7	

(イ) データレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	2 (固定) : データレコード
2	取引銀行番号	4	
3	取引銀行名	1 5	入力は任意とする。
4	取引支店番号	3	
5	取引支店名	1 5	入力は任意とする。
6	空白	4	
7	預金種目	1	
8	口座番号	7	
9	預金者名	3 0	
10	引落金額	1 0	
11	新規コード	1	0 (固定) : 継続
12	顧客番号1	1 0	委託者コード (1 0桁)
13	顧客番号2	1 0	学籍番号 (1 0桁)
14	振替結果コード	1	・依頼の際は, '0' とする。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・結果の際は、最低限以下の項目を表示すること。番号の符版は変更可とする。</li> <li>0：振替済み</li> <li>1：預金不足</li> <li>2：取引なし</li> <li>3：預金者都合による振替中止</li> <li>4：預金口座依頼書なし</li> <li>8：委託者都合による振替中止</li> <li>9：その他</li> </ul>
15	空白	8	

(ウ) トレーラレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	8 (固定)：トレーラレコード
2	合計件数	6	6桁の数字，右詰前ゼロ
3	合計金額	1 2	1 2桁の数字，右詰前ゼロ
4	振替済件数	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6桁の数字，右詰前ゼロ</li> <li>・依頼の際は，全てゼロとする。</li> <li>・結果の際は，請負者で件数を編集すること。</li> </ul>
5	振替済金額	1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 2桁の数字，右詰前ゼロ</li> <li>・依頼の際は，全てゼロとする。</li> <li>・結果の際は，請負者で金額を編集すること。</li> </ul>
6	振替不能件数	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6桁の数字，右詰前ゼロ</li> <li>・依頼の際は，全てゼロとする。</li> <li>・結果の際は，請負者で件数を編集すること。</li> </ul>
7	振替不能金額	1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 2桁の数字，右詰前ゼロ</li> <li>・依頼の際は，全てゼロとする。</li> <li>・結果の際は，請負者で金額を編集すること。</li> </ul>
8	空白	6 5	

(エ) エンドレコード

No	項目名	桁数	備考
1	データ区分	1	9 (固定) : エンドレコード
2	空白	1 1 9	